

# 大分縣地方史

第63号

---

## 目 次

### 論 説

- 百姓代の成立とその変遷(下)……………渡 部 哲 治… 1  
——豊後国日田郡鎌手村の場合——  
太閤検地における村位別石盛り制の研究(五)  
……………佐 藤 満 洋…11

### 報 告

- 浦江浦の民俗……………染 矢 多喜男…31  
竹と建築—大分県の竹史—……………安 部 巖…74

### 学会動向

- 地方史研究協議会大会参加記……………野 口 喜久雄…88

新刊紹介……………91

地方史ニュース・ダイジェスト……………95

編集後記……………99

---

昭和47年1月

大分県地方史研究会

## 大分県地方史研究会規約

- 一 この会を大分県地方史研究会という。
- 二 この会は事務所を当分の間、大分市且野原大分大学教育学部国史研究室におく。
- 三 この会は県内各地の地方史研究者、研究団体及び中央学会並びに他都道府県の同種学会との連絡を密にして、日本史学の基礎たる地方史の研究を推進する事を目的とする。
- 四 この会は前項の目的を達成するため、左の事業を行なう。
  - 1 会誌(大分県地方史)の発行
  - 2 研究会(大分県地方史)の開催
  - 3 文化財の調査、蒐集、保存
  - 4 その他本会の目的達成に必要な事業
- 五 この会は会の趣旨に賛同し、規定の会費を納める者をおく事とする。尚この外に会長、顧問、参与、名譽会員をおく事ができる。
- 六 この会は毎年一回会員総会を開く。但し、必要に應じ臨時総会を開く事ができる。
- 七 この会に左の役員をおく。
  - 1 委員 若干名(各郡市代表一名宛を含む。)
  - 2 監事 二名
  - 3 参事 若干名
- 八 委員は会員中から総会において選出する。委員の任期は二年とし再任をさまたげない。委員会は互選により委員長一名、常任委員若干名を選出し、会運営に当る。参事は委員長の委嘱により、委員会の旨をうけて一般事務処理に当る。
- 九 会長は総会、顧問は委員会で推薦して総会の承認を求めらる。
- 一〇 監事は総会によって会員中より選出され、会計監査に当る。その任期は二年とする。
- 一一 この会の経費は、会費及び寄附金等によってまかなう。会費は年額一千元とする。
- 一二 規約の変更は総会の決議によってのみなされる。

## 第六十二号内容

### 論 説

大友宗麟のヤソ会総長宛て書状の真偽について……………渡 辺 澄 夫

百姓代の成立とその変遷(上)……………渡 部 哲 治

太閤検地における村位別石盛り制の研究(四)……………佐 藤 満 洋

### 史 料

文禄二年豊後国大分郡高城村・中村検地帳……………野 口 喜 久 雄

### 報 告

田北氏と先祖供養……………田 北 暢 舟

### 随 想

豊後大島随想……………羽 柴 弘

### 新 刊 紹 介

### 投 稿 規 定

### 会 報

### 編 集 後 記